

2020年6月1日

学長 殿

「教科書の複製・プリント授業に関するお願ひ」

謹啓

学長ご就任以来ご多忙の日々をお過ごしのことと存じます。さて、早速ではございますが、以下についてご一読賜れば幸いです。

昨今、国内の大学において、教員の皆様が、既成の教科書を著作権者の許諾を得ずに複製・配布して授業を行うという事例があるようです。

貴学におかれましてはさまざまな法令遵守の取り組みを推進されていることは存じますが、以下のようない点につきましても改めて貴学教職員の皆様の注意を喚起されたく、お願い申し上げます。

教科書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。教科書を代行業者等の第三者に依頼してコピー、スキャン、デジタル化等することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても著作権法上認められておりません。

無断で複製した教科書を「プリント」、「ハンドアウト」と称して配布して授業で使用したり、それらのデジタルデータを授業の一環として配布したりすることも著作権法上の例外を除いて禁じられています。

以上簡略ながらお願ひ申し上げます。

敬白

大学英語教科書協会 加盟出版社一同

朝日出版社 郁文堂 英光社 英宝社 音羽書房鶴見書店 開文社出版

金星堂 研究社 三修社 松柏社 成美堂 鷹書房弓プレス 南雲堂

学長 殿

## 「授業目的公衆送信補償金制度」及び「オンライン授業での語学教材の扱い」についてのお願い

謹啓

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受け、これまでに経験の無い事態となり、ご対応に苦慮されていると拝察いたします。そのような中、恐縮ではございますが、以下についてご一読賜れば幸いです。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、教育機関におけるオンライン遠隔授業等での著作物利用のニーズに応えるため、2020年4月28日（火）より、著作権法35条に関する「授業目的公衆送信補償金制度」が前倒しで施行されることとなりました。これによって、「著作権者の利益を不当に害しない」限り、後から補償金制度を利用することで、著作物を著作権者の許諾を事前に得ることなくオンライン授業にて公衆送信（ネットで配信すること）ができるようになり、しかも今年度は特例として無償となりました。

一部では「教科書、ネット授業で自由に」などと誤解を受けるような報道がなされていますが、教科書、問題集等、個々の学習者が購入することを想定して販売されているものは、著作権者の利益を不当に害することになるので、自由に利用できる誤ではありません。教科書のコピー（紙）を教室で配布する場合と同様に、著作権者の許諾が必要となります。大学英語教科書協会加盟社で発行しております教科書等も、受講者が購入することを想定しており、授業等の教育目的であっても、無断で複製・公衆送信で利用することは著作権法違反となります。

しかし、このたびの緊急事態で、授業開始までに書籍を購入することが困難となりうる事情を鑑みまして、該当書籍を教科書をご指定いただいている講義の場合で、かつ、受講者が教科書を購入できない期間に限り、分量・送信方法の制限などの一定条件のもと、同協会加盟社書籍の一部をオンライン講義で利用することを、条件を検討し、該当書名を発行している協会加盟各社が許諾させていただきます。（許諾に際しましては、協会加盟各社によって諸条件が異なります。）

また、すでに受講者に書籍をご購入いただいている講義において、資料として書籍やその付録のデータ（文章、文字データ、画像、音声、動画）をオンラインでご利用になりたい場合については、一定条件のもと利用を許諾させていただきます。

いずれの場合も、受講者に教科書等をご購入いただくことが前提となっており、そうでない場合は、恐れ入りますが利用を許諾できませんことをご了承願います。

どうかご理解賜りますよう、謹んでお願ひ申し上げます。

末筆ながら貴学の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬白